ノート

民事事件における相当因果関係の判断の具体的手法

柴　谷　　晃

第１　本稿の目的
第２　相当因果関係説
　１　相当因果関係説の内容
　　（１）概要
　　（２）予見可能性の対象
　　（３）事情の位置付け
　　（４）民法416条の条文構造の捉え方
　２　内田説
　　（１）内田説の内容
　　（２）内田説の問題点
　３　相当因果関係説に基づく判断手法
　４　その他の若干の問題
　　（１）間接損害の位置づけ
　　（２）履行利益と信頼利益の区別の位置づけ
第３　相当因果関係説に基づく判断手法の実例
　１　相当性の判断手法
　　（１）事例１
　　（２）検討
　２　条件関係の判断手法
　　（１）事例２
　　（２）検討

第１　本稿の目的

債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、原告側はなるべく高額の賠償金を得ようとして、思いつく限りの損害を損害賠償の費目に挙げる傾向にある。原告側のこのような態度に対し、請求にかかる損害が賠償されるべき損害の範囲内であることの主張立証責任が原告側にあるとはいえ、被告側は、民法416条に基づいて原告が請求する損害は賠償の範囲外である旨の反論を行う必要が生じ、賠償すべき損害の範囲がしばしば主要な争点となる。そして、裁判所も、同条を的確に適用して賠償すべき損害の範囲を絞っていかなくてはならない。ところが、当事者は勿論、裁判所にも、同条の適用の具体的手法が共通認識として確立されていないのではないかと感じることがある(1)。

かつては、我妻栄先生を含め一般に、民法416条はドイツの民法学説にいう相当因果関係説を定めたものだと理解されていたが(2)、平井宣雄先生の論文「損害賠償法の理論」（東京大学出版会）を契機として、現在では、この見解を批判するものが多数説となっている(3)。しかしながら、民法416条が相当因果関係の原則そのものを定めたものではないとすると、同条に基づいて損害賠償の範囲を限定しようとする場合に具体的にどのような手法を採ればよいのか。我妻先生以後の学説においては、この点が統一見解として確立されていないないように思われる(4)。

---

(1) その一つの例として、「416条で予見の対象となっているのは、『特別の事情』であって『損害』そのものではないことは、文言上明らかである。しかし、予見可能性という概念は、裁判上必ずしも厳格な使い方がなされおらず、場合によっては『損害』の予見を問題としていることもある。」との内田貴先生の指摘がある（内田・民法Ⅲ・東京大学出版会・159頁）。また、その内田先生の「特別事情」の位置づけの理解にも疑問がある。いずれの点についても、後述する。

(2) 我妻・民法講義Ⅳ・岩波書店〔一六八〕

(3) 内田・前掲・160頁

(4) 例えば、内田先生の前掲書では、一方で、予見の対象は「特別の事情」である

そこで、小職ら初学者としては、まずは我妻先生の説くところの相当因果関係説に立ち戻ったうえで、具体的事例への適用を通じて、相当因果関係説に基づく判断の具体的手法を正しく理解する必要があるのではないかと思う。相当因果関係説の後に現れている因果関係理論はこれとどこが異なるのか、そして、その相違する部分はどちらの理論の方が優れているのか等の比較検討は、その後に行うべき作業である。

もとより、小職には相当因果関係説を理解することだけで精一杯であり、その後の他説との比較検討作業をする能力は有していない。本稿は、相当因果関係説の内容とその判断の具体的手法を理解しようとするものである。

第２　相当因果関係説

１　相当因果関係説の内容

（１）概要

損害賠償の範囲を画する法条は、民法416条である。我妻先生は、同条は相当因果関係説を規定したものだと解していた。我妻先生によれば、相当因果関係説は、次のように説明されている。

「賠償すべき損害の範囲は、債務不履行と相当因果関係に立つ全損害である。…相当因果関係に立つ損害とは、当該債務不履行によって現実に生じた損害のうち、当該場合に特有な場合を除き、かような債務不履行があれば一般に生ずるであろうと認められる損害だけ、という意味である。」(5)、「当該債務不履行という中にその事情を如何なる程度まで加えて判断するかによって、通常生ずべ

と明言しながら（158頁）、他方で、「…買主に多額の損害が生ずることが予見可能となる。」と述べる部分があり（162頁）、内田説では予見の対象を「損害」と「特別事情」のいずれと考えているのか判然としない。また、同書では、特別事情の例として「特異体質」や「中東での戦争の勃発」を挙げているところ（それぞれ、161頁、162頁）、これらの事情は、原因行為から損害に至る因果の経路の外側にある（＝債務不履行との間に条件関係が成立しない）事実であるが、同書159頁の図では、特別事情を因果の経路中にある事実だと位置付けている。このように、内田説では「事情」の位置づけが不明確である。

(5) 我妻・前掲〔一六六〕

き損害の範囲に大きな差異を生ずる。…債務者の知り又は知りうべかりし事情は特別のものもなおこれを加えて因果関係の基礎とすべし…」[6]

我妻先生は、民416条を以上の相当因果関係説を明文化したものと解していたから、この見解に立てば、民416条の構造は、次のように捉えられる。

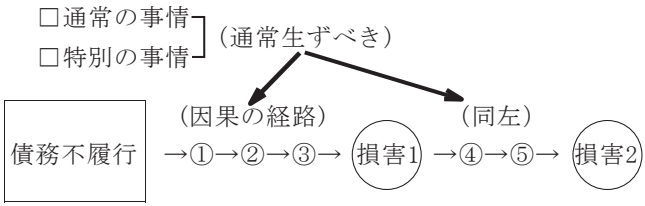

民416（相当因果関係説）の構造

ア　１項：相当因果関係の原則の立言[7]

１項には、賠償すべき損害は、債務不履行から通常生ずべき損害のみが賠償範囲に含まれる旨が規定されている。

「債務不履行から通常生ずべき損害」とは、言い換えれば、「債務不履行との間に相当因果関係がある損害」ということであり、これに該当するためには、当該債務不履行と当該損害との間に条件関係があることを前提として、当該債務不履行から当該損害に至った実際の具体的な因果の経路が、社会通念上一般的にあり得る（＝相当性がある）といえる必要がある。

多くの場合、債務不履行の事実から損害がいきなり発生するわけではなく、債務不履行と損害との間には複数の事実が存在し、それらの事実が連鎖的に繋がっている。上図の①～⑤の丸付数字は、債務不履行から損害に至る因果の連鎖の経路上にあるところの（＝債務不履行との間に条件関係が成立するところの）、それ自体は損害といえない事実を意味する。当該損害が当該債務不履行から通常生ずるといえるのは、上図の「→」の前後の各事実の組ごとに、「『→』

(6) 我妻・前掲〔一六七〕

(7) 我妻・前掲〔一六八〕（ハ）の本文

の前の事実から後の事実が通常生ずる。」といえる場合である（「当該債務不履行から①が通常生ずるといえ、①から②が通常生ずるといえ、②から③が通常生ずるといえ、③から損害1が通常生ずるといえる」ということが全て認められて初めて、「当該債務不履行から損害1が通常生ずる」といえ、相当性が認められる。

イ　２項：基礎とすべき特別の事情の範囲[8]

２項には、債務不履行から通常生ずるといえるかどうかの判断を、どういう事情を考慮して行うかということが規定されている。

考慮する事情は、通常の事情（これを考慮できることは、１項にも２項にも明言されていないが当然の解釈である。）と、債務者が知り又は知ることのできる（＝予見可能な）特別事情とである。

（２）予見可能性の対象

２項は、特別事情を考慮するにはその事情についての予見可能性が必要だと規定しており、相当因果関係説においてもその文言どおりに解している。すなわち、特別損害において、予見可能性の対象は、事情であって当該損害自体ではない[9]。

しかし、前記脚注（1）のとおり、内田先生によれば、判例の中には損害について予見できるかどうかを問題にしているものがあるという。この判例の立場は、条文の文言に沿っていないし[10]、相当因果関係説が説く内容とも違っている。

この原因は、現在の学説が、２項に基づいて賠償範囲に含まれることになる損害を「特別損害」と呼んでいることにあるのではないかと思う。「特別損害」というと債務不履行と損害との因果関係が特別なものであるかに聞こえる。しかし、相当因果関係説によれば、２項によって損害賠償の範囲に含まれる損害は、正確に表現すれば、「特別事情を考慮して初めて、『当該債務不履行から通

(8) 我妻・前掲〔一六八〕（ハ）の本文

(9) 我妻・前掲〔一六八〕（A）

(10) 民法416条２項は「特別事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたとき･･･」と規定している。文言上、予見の対象は特別事情であって損害ではないことは明らかである。

常生ずる』といえる損害」である。つまり、相当因果関係説に立って、通常損害と特別損害の概念をそれぞれ定義すれば、通常事情を考慮するだけで当該債務不履行から通常生ずるといえる損害が「通常損害」であり、通常事情だけでなく特別事情も考慮して初めて当該債務不履行から通常生ずるといえる損害が「特別損害」である。したがって、「債務者が予見しえた損害だから賠償義務を負う」という表現は誤りであり、「債務者が予見しえた事情（特別事情）に基づき通常生ずべき損害だから賠償義務を負う」というのが正しい。通常損害も特別損害も、当該債務不履行から通常生ずべき損害であって、「通常」か「特別」かが異なるのは「事情」についてである。それにもかかわらず「特別損害」と呼んで、「特別」の語句が「損害」にかかるかのような表現となっている。これが、誤解をもたらす原因の一つではないかと思われる(11)。

（３）事情の位置付け

次に、我妻先生の説明中の「当該債務不履行という中にその事情を如何なる程度まで加えて判断するか」という表現も適切ではないと思う。「債務不履行という中に…加える」と表現すると、通常事情や特別事情が債務不履行の主要事実を構成する事実であるかに聞こえる。しかし、当然のことながら、これらの「事情」は、債務不履行自体を構成する事実ではない。

加えて、前述のとおり、「事情」は、債務不履行から損害に至る因果の経路にある事実（＝債務不履行との間に条件関係が成立する事実）でもなく、その外側にあって相当因果関係の存否の判断資料となる事実である。

（４）民法416条の条文構造の捉え方

相当因果関係説は、現行の民法416条には、１項で、損害賠償の範囲は債務不履行によって通常生ずべき損害であることが規定されており、２項で、特別事情によって生じた損害は、その事情に予見可能性があったときに賠償の範囲に含まれる旨が規定されていると理解している。しかし、相当因果関係説に立った場合、この条文の文言には、以下のように２点ほど問題がある。

１点目は、「特別事情によって生じた損害」という文言である。損害は、基

(11) もう一つの原因は、過失の要件として、結果発生の予見可能性が必要であるところ、これと混同しているのではないだろうか。

本的には、特別事情によって生じるのではなく、債務不履行によって生じるのである。例えば、加害者が通常なら致命傷になり得ない程度の力で被害者の顔面を足蹴りしたところ、被害者が脳梅毒に罹患しており、脳に高度の病変があったため、衝撃で脳の組織が崩壊して死亡した場合において、被害者の遺族が加害者の遺族に対して死亡による損害の賠償を請求したという不法行為の事案(12)(13)で考える。当然のことながら、被害者の遺族が加害者に損害賠償請求をするのは、加害者の足蹴りによって被害者の死亡による逸失利益等の損害が生じたからであって、脳梅毒による病変によって死亡による逸失利益等の損害が生じたからではない。すなわち、問題になるのは、その損害が足蹴りによって通常生じるといえるかどうかである。その問題を考えるにあたり、脳梅毒による病変があれば死亡による逸失利益は通常生じるし、脳梅毒による病変がなければ通常生じることはないという結論になるのである。このように、被害者に脳梅毒による病変があったという事実は、「その損害が足蹴りによって通常生じるといえるか。」という問題を判断する際の判断資料にすぎない(14)。

したがって、２項の「特別事情によって生じた損害」という表現は適切ではない。正しくは、「特別事情を考慮すれば債務不履行によって通常生ずべき損

---

(12) 刑事判決として著名な最判昭25.３.31刑集４.３.469の事案を民事事件としてアレンジした。

(13) 民法416条の不法行為への類推適用については、学説上は反対説が強いが、大判大15.５.22民集5.386や最判昭和48.６.７民集27.６.681はこれを認めている。この判例の立場に立てば、本稿の1で「債務不履行」と表現してきた事実は、一般的に「原因行為」と表現する方がよい。

(14) 損害が原因行為と特別事情の双方が揃って初めて損害が発生する場合（例えば、加害者と第三者とがたまたま同時期に被害者に対して致死量の２分の１ずつの毒薬を投与し、これらが合わさったために死に至ったという場合が典型例であるが、上記の脳梅毒の事案もこれに該当することがある。）、明らかに、この特別事情と死亡に基づく損害との間にも条件関係が成立するから、「その特別事情によって損害が生じた」と表現すること自体は誤りではない。しかし、特別事情は、その事情と損害との間で条件関係が成立せず、原因行為と損害との間の因果関係の相当性の肯定要因としてのみ働くこともある。

害だと認められる損害」というべきである[15]。

２点目は、通常事情をどのように扱うかという点に関して、416条の１項にも２項にも明言されていないことである。通常事情はその予見可能性の有無にかかわらず常に相当因果関係の判断資料として考慮できるのであるが、このことが１項２項のいずれにも明示されていない片手落ちの文言となっている[16]。

条文の文言に以上のような問題があるため、民法416条の条文構造の捉え方にも問題を生じている。現在の多数説は、同条のうち、１項が通常損害について規定し、２項が特別損害について規定していると解している[17]。しかし、相当因果関係説に立つ場合には、そのような理解とはならない。１項は、賠償すべき損害の範囲に含まれるというためには債務不履行との間に相当因果関係が必要であると述べているところ、これは通常損害に限らず特別損害についても当てはまる規範である。したがって、１項は、通常損害か特別損害かを問わず、賠償すべき損害だというための要件として相当因果関係が必要であることを規定している条文である。そして、２項では、相当因果関係（＝条件関係＋相当性）の有無の判断資料について、特別事情は予見可能性があるときに限って考慮できると規定している。この２項の反対解釈として、通常事情は予見可能性の有無に関わりなく常に考慮できることになる。

以上を要するに、１項は通常損害について、２項は特別損害についてそれぞれ規定したものではなく、１項は、通常損害であるか特別損害であるかを問わず、相当因果関係の判断対象として、賠償の範囲と認めるには条件関係と相当性が必要であることを規定したものであり、２項は、条件関係や相当性の有無の判断資料として、通常事情は常に考慮できることを当然の前提とし、特別事情は予見可能性がある場合のみ考慮できることを規定したものであると解する

---

(15) 大判昭４.４.５民集374、我妻・前掲〔一六八〕（A）参照。

(16) なお、民法（債権法）改正案においても、現行の416条の文言に大きな変更はない。１項は現行どおりであり、２項の「予見し、又は予見することができた」が「予見すべきであった」に改められただけである。

(17) 例えば、内田・前掲・158頁、北川善太郎ほか・新版注釈民法（10）Ⅱ・有斐閣・283頁、同・408頁。しかし、当然のことと思われるが、我妻先生の前掲書にはそのような記述はない。

のである。相当因果関係説と整合するのは、このような読み方である。

2　内田説

（1）内田説の内容

以上の相当因果関係説に対し、現在の学説として内田説を例にとって、相当因果関係説との相違点を比較してみる。

内田説は、下図を掲げる[18]。ここでは、債務不履行と損害とを結ぶ因果の経路中に特別事情が位置づけられている。

（下図の○は、全て損害を意味し、損害が連鎖的に拡大している様子を現しているものと思われる。）

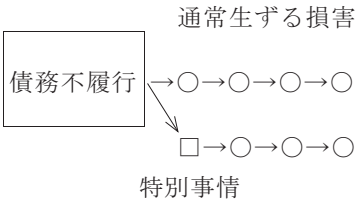

この図によれば、特別事情は、債務不履行から生じた事実、言い換えれば、債務不履行との間に条件関係が成立する事実だと考えていることになる。

この図を基に、特別事情に関する部分のみを抜き出したうえで若干のアレンジをすると下図のようになる。なお、下図の①～③は、損害ではなく、損害に至る因果の経路中に位置する事実を詳細に抜き出したものである。

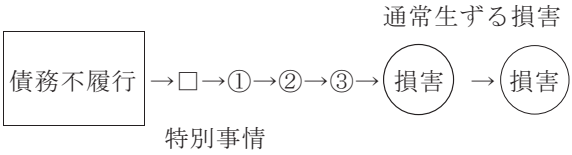

(18) 内田・前掲・159頁に掲げられている図の引用である。

この図によると、債務不履行から特別事情が生じている。ところで、特別事情は「特別」なのだから、債務不履行から通常生ずべき事情ではありえない。そうすると、内田説は、債務不履行から特別事情に至る「→」の部分の因果関係は、条件関係だけで足り、相当性は不要であると考えていることになるがそれでよいのであろうか[19]。そして、更には、全ての「→」の部分の因果関係も、条件関係だけで足り、相当性は不要であると考えているのかどうか。この点が不明確である。

また、内田先生の見解を前提にした場合において、特別事情が因果の経路中の損害の直前に位置するときは、次の図になる。

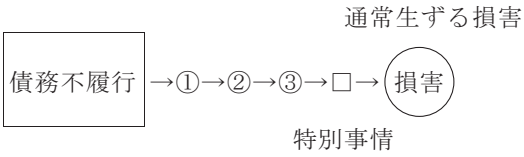

前述のとおり、内田先生も、予見可能性の対象は特別事情であり、損害ではない旨を述べておられるのである[20]。特別事情には予見可能性を要求しながら、その直後に生じた損害自体には予見可能性を要求しないという扱いに合理性があるのであろうか。損害の直前の特別事情に予見可能性を要求するくらいなら、損害自体に予見可能性を要求する方がよほど理論として分かり易い。

（２）内田説の問題点

上記の内田説の問題点は、因果関係の判断の対象とその判断資料とを混同しているという点にあると思われる。

債務不履行→①→②→③…→損害という因果の経路に位置する各事実は、

---

(19) 逆に、上図の□は、「当該債務不履行から通常生ずるといえる特別事情」だと考えているのであれば、その事情が当該債務不履行から通常生じるのであれば、それは何も特別なことではないのであるから、それを特別事情と呼ぶのはおかしい。この図を前提とした場合に、特別事情とは、いったい何が特別だと説明することになるのかよく分からない。

(20) 内田・前掲・158頁

それが債務不履行との間の条件関係を充たすか、（充たすとして）その経路を辿ったことに相当性があるかという、判断の対象となる事実である。これに対して、□の特別事情や通常事情は、その事情を考慮すれば、具体的事案における当該因果の経路が通常生ずることだといえるかどうかという事柄に関する事実であって、相当因果関係の有無の判断資料である。したがって、特別事情や通常事情は、因果の経路の中に位置付けられる事実ではなく（言い換えれば、債務不履行との間に条件関係が成立する事実ではなく）、その外側にある事実である。その結果、本稿第２の１（１）のように図示すべきことになる。

損害賠償請求においては、原因行為と損害以外に、損害賠償の範囲に影響を与える様々な事実が問題となる。この事実の中には、原因行為から損害に至る因果の経路上に位置する事実とその外側に位置する事実とがある。前者は、因果関係の有無の判断対象であり、後者はその判断資料である。相当因果関係説は、この性質の異なる事実を正しく峻別したうえで因果関係の有無の判定をしようとするものであって、判断手法として合理的であると思う。これに対し、現在の学説がこれを凌駕する理論を提供しているといえるのかどうかは知らない[21]。

３　相当因果関係説に基づく判断手法

以上の相当因果関係説の理解によれば、ある原因行為からある損害が発生した場合において、当該損害を賠償範囲に含めるためには、当該原因行為と当該損害との間に相当因果関係があることが必要であるところ、相当因果関係があると認めるためには、以下のとおりの作業手順を踏むことになる。

ｉ　相当因果関係は、条件関係が成立することを前提とする[22]。そこで、まず、第1番目の作業として、当該原因行為と当該損害との間に条件関係が成立

---

(21) 内田先生（内田・前掲・160頁）によると、相当因果関係説に対しては「わざわざ文言を無視してドイツ流の概念を持ち込む必要は全くない。今日ではこのような批判が広く受け入れられており」とのことである。しかし、本稿第２の１（３）で述べたとおり、民法416条の文言には幾つかの問題がある。そのため、文言に従ってこれを忠実に適用せよと言われても無理なのであり、一定の理論を背景とした解釈を経て構成要件を確定せざるを得ないのではないかと思う。

(22) 相当因果関係説に立つ場合に限らず、あらゆる因果関係理論において、条件関係は因果関係を認めるための必要条件とされていると思われる。

することを確認しなければならない。条件関係とは、「あれなければこれなし」の関係（＝２つの事実について、一方の事実がなければ他方の事実が発生しないという関係）のことである。条件関係の確認は、以下のようにして行う。

まず、当該原因行為から当該損害に至る実際の因果の経路を確定する。多くの場合、原因行為から損害に至るまでに、複数の事実が連鎖的に繋がっている。そこで、因果の経路中の連鎖的に繋がる複数の事実のうち、隣り合う事実同士のそれぞれの組について、いずれも「あれなければこれなし」の関係にあるかどうか（因果の経路中の各事実について、ある事実がなければその直後の事実が発生しないかどうか）を検証しなければならない。

ところで、因果関係の立証は、厳密な科学的立証までは不要だが、原因行為が結果を将来した点につき高度の蓋然性が必要とされる(23)。したがって、ここに「あれなければこれなし」も、高度の蓋然性をもってそのようにいうことができなければならない(24)。

---

(23) 最判昭50.10.24民集29.9.1417は、「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである。」と判示した。

(24) 例えば、原告が１等当籤がよく出ると評判の銀座のチャンスセンターで購入した宝籤の抽選日の前日に、被告がそれを奪って焼き捨ててしまい、今となっては当該宝籤の記号番号は不明であるという事案において、原告が被告に対し１等当籤額の損害賠償を求めることができるかという問題を考える。ここに、原因行為の「あれ」とは宝籤を奪って焼き捨てた不法行為であり、損害の「これ」とは、１等当籤額を得られなかったという逸失利益の発生である。したがって、ここに「あれなければこれなし」とは、「宝籤を奪って焼き捨てなければ、１等当籤額を得られた」ということである。しかし、不法行為がなくてもどうせ１等当籤しないのであれば、「あれなければこれなし」の関係は成立しない。１等当籤の確率は極めて低いから、一般には、高度の蓋然性をもって「宝籤を焼き捨てる行為がなければ1等当籤額を得られた」ということは困難である。し

ⅱ　当該損害を賠償の範囲に含めるためには、前記ⅰによって条件関係の成立が認められた原因行為から損害に至る因果の経路が「通常生ずる」といえること（＝相当性）が必要である。しかし、そのようにいえるかどうかの結論は、その判断資料としてどのような事実を考慮するかによって異なる。

そこで、次に、因果の経路中の連鎖的に繋がる複数の事実中の隣り合う事実同士のそれぞれの組について、前の事実から後の事実が通常生ずるといえるためには、どのような事情を判断資料として考慮しなければならないかを確定する作業が必要となる(25)。

ⅲ　前記ⅱの作業によって、相当性を肯定するために考慮する必要があると判断された事情のうち、通常事情は常に考慮できるが、特別事情は認識していた又は予見できたものしか考慮できない。認識・予見の主体は債務者であり、認識・予見の時点は原因行為時（例えば、履行遅滞という態様の債務不履行であれば、当該債務の履行期）である(26)。

そこで、最後に、因果の経路が通常生じるといえるために考慮する必要のあ

たがって、条件関係を認めることはできない。もっとも、10枚一組のセット籤を奪って焼き捨てた場合、セットにおいては必ず末等の当籤くじが1枚入っているから、末等の当籤額の損害賠償請求であれば認められる。

これに対し、先の、加害者が通常なら致命傷になり得ない程度の力で被害者の顔面を足蹴りしたところ、被害者が脳梅毒に罹患しており脳に高度の病変があったため、衝撃で脳の組織が崩壊して死亡した場合において、被害者の遺族が加害者の遺族に対して死亡による損害の賠償を請求したという事案においては、足蹴りしなければ死亡しなかったのであるから、条件関係は認められる。後は、後記ⅱの相当性が問題になるだけである。

(25) 例えば、前記の死亡事故の事案において、顔面を足蹴りした行為から脳組織の崩壊という事実が発生した点は、それだけをみれば「通常生ずる」ということはできない。これが「通常生ずる」といえるためには、被害者が脳梅毒に罹患しており脳に高度の病変があったという事実を考慮する必要がある。

これに対し、脳組織の崩壊という事実から死亡という事実が発生した点は、他に何らの事情を考慮しなくても、「通常生ずる」ということができる。

(26) 大判大７.８.27民禄24.1658

るそれぞれの事情が通常事情か特別事情かを判断し、それが特別事情である場合には、更に、債務者が原因行為時においてその事情を認識し又は予見できたといえることを確認する作業が必要となる[27]。

ⅱの作業によって因果関係の相当性を認めるために考慮する必要のある事情の全てが、ⅲの作業によって実際に考慮できることが確認された場合に初めて、因果関係の相当性が認められることになる。

4　その他の若干の問題

本稿の主題からは外れるが、条件関係や相当性の判断に関する若干の問題についてコメントしておく。

（1）間接損害の位置づけ

間接損害とは、加害行為によって侵害を受けた法益の主体とは別の者に損害が発生した場合である。この問題のタイトルを「間接被害者」と表現することもある。

この問題に関しては、最高裁判例[28]が「被上告会社は･･･俗にいう個人会社であり、その実権は従前同様A個人に集中して、同人には被上告会社の機関としての代替性がなく、経済的に同人と被上告会社とは一体をなす関係にあるものと認められるのであつて、かかる原審認定の事実関係のもとにおいては、原審が、上告人のAに対する加害行為と同人の受傷による被上告会社の利益の逸失との間に相当因果関係の存することを認め、形式上間接の被害者たる被上告会社の本訴請求を認容しうべきものとした判断は、正当である。」と判示している。この判示を素直に読めば、最高裁は、間接損害の問題とは、加害行為と損害との間の因果関係の相当性の問題であると捉えているとみることができる。

ところで、経済的に同人と被上告会社とは一体をなす関係にあるという事実は、加害行為との間に条件関係がなく、因果の経路の外側にある事実であるか

---

(27) 例えば、前記の死亡事故の事案において、被害者が脳梅毒に罹患しており脳に高度の病変があったという事実は、特別の事情である。したがって、これを考慮して因果関係の相当性を認めるためには、この事情を加害者が知っていたか、知ることができたことが必要である。

(28) 最判昭43.11.15民集22.12.2614

ら、相当性の判断資料として機能する事実である。相当性の判断資料は、まず、それが通常事情か特別事情かの判断をし、もしそれが特別事情だといえるのであれば、予見可能性がない限り、その事実を相当性を肯定するための資料として用いることができないはずである。しかるに、上記最高裁判例は、この事実について、それが存在すると判断しただけで相当因果関係を肯定しており、この事実の予見可能性の判断をしていない。予見可能性がなくても相当性の判断資料に用いることのできる事情は通常事情でなければならないが、代表者と法人とが経済的一体関係にあるという事情を通常事情というのは無理があると思われる[29]。したがって、この最高裁判例は、民法416条ないし相当因果関係説と整合するのか疑問がある[30]。

（２）履行利益と信頼利益の区別の位置づけ

債務不履行により賠償すべき損害は履行利益であり、履行利益の典型は逸失した転売利益である。他方で、契約締結上の過失や瑕疵担保責任により賠償すべき損害は信頼利益であり、信頼利益の例として、契約書の印紙税や瑕疵の修理費用がある。

---

(29)「日本の会社の大半は中小企業であるところ、中小企業の殆どは個人事業者が法人成りした会社であって、代表者と法人とが経済的一体関係にあることは常態化しているから、これは通常事情である。」といえるのであれば問題はないが、それは少し乱暴なように思う。

(30) 一般に、個人に対する傷害行為によって当該個人が稼働できなくなったために生じる逸失利益は、何らの事情を考慮することなく、通常生じる損害だといえる。上記最高裁判例の事案では、損害の主体は形式上は法人であるが、その法人格を否認して被害者である個人に損害が生じたものであるとみたうえで、法人格を否認するにあたって考慮した「経済的に同人と被上告会社とは一体をなす関係にある」という事実は、因果関係の判断資料ではなく、損害の主体が誰かという点の判断資料だと考えれば、民法416条２項の適用外だといえるかも知れない。

以上は、単なる思いつきの域を出ていない。間接損害に関しては膨大な数の論文が発表されており、これを適切に理解・整理する作業は、とても小職の手には負えない。

まず、債務不履行により賠償すべき損害の範囲について考える。債務が履行されていれば転売利益を得られたはずであるから、「債務不履行がなければ転売利益を逸失しない」といえる。したがって、債務不履行と逸失利益との間には「あれなければこれなし」の条件関係が成立する。しかし、債務が履行されていても、印紙税は免れない。したがって、債務不履行と印紙税の負担との間には条件関係は成立しない。

次に、無効な契約を締結させたというタイプの契約締結上の過失行為により賠償すべき損害の範囲について考える。相手方は無効な契約を締結しなければ印紙税を負担することもないから、契約締結上の過失行為と印紙税の負担との間には条件関係が成立する。しかし、無効な契約を締結しなかったときでも、転売利益を得ることはないから、契約締結上の過失行為と逸失利益との間には条件関係が成立しない。

このように、履行利益と信頼利益の区別は、債務不履行や契約締結上の過失行為との間に条件関係があるかどうかという問題である。

相当因果関係説を採らない学説においても、賠償すべき損害と原因行為との間には条件関係が必要であると考えていることは間違いないと思われる。したがって、履行利益と信頼利益の区別は、どの説に立っても共通に当てはまる考え方であると思われる。

第３　相当因果関係説に基づく判断手法の実例

過去の（新）司法試験関係の問題が相当因果関係の判断手法を検討するのに恰好の材料を提供している。以下のうち、事例1の原典は平成17年司法試験プレテスト・論文式試験 [民事系科目第1問] であり、事例２の原典は平成24年司法試験・論文式試験 [民事系科目第1問] である。

１　相当性の判断手法

（１）事例１

平成17年司法試験プレテスト・論文式試験 [民事系科目第１問] の事例のうち問題文が「(a) の事実関係と類似」と呼んでいる事例について、主として相当因果関係の判断に関係する部分を要約して引用すると、以下のとおりである。

X社は、著名な料理研究家のAが、料理教室の運営等を目的として設立した会社であり、代表取締役を務めたAの個人人気に支えられて好調な業績を上げていた。
Bは、Y銀行の平社員であったところ、金員を詐取する目的で、Aに対してY銀行に資金運用を任せて貰えないかと勧誘し、Aは、Bに対して5億円を渡した。Bは、Aからの預り金を自分の懐に入れ、既に行方をくらましてしまった。
この事件でAが被害を受けたことを知ったマスコミは、堅実なイメージでお茶の間に人気だったAの思わぬアクシデントを、連日のように面白おかしく取り上げた。巨額の損失を被った上に、Aが軽率であったとする心ない論調が目立ったことから、高齢であったAは、心労の余り病床に着いてしまった。その結果、X社が運営する料理教室は閉校に追い込まれるなどし、X社は、多額の損失を計上した。

以上の事例のもとで、X社がY銀行に対して民法715条の使用者責任に基づく損害賠償請求をする場合において、料理教室の受講料収入やキッチン用品の販売収入の減少という逸失利益が賠償範囲に含まれるかどうかを検討する。

（2）検討

相当因果関係の成否の判断に影響する複数の事実の事実には位置付けの異なる2種のものがある。本件では、例えば、Aの詐欺被害事件をマスコミが面白おかしく又はAに批判的に取り上げたことやAが高齢であることという事実は、いずれもYの詐欺行為とXの収入減との相当因果関係を肯定する方向に作用する事実である。しかし、相当因果関係の有無の判断における位置付けは異なる。

マスコミが取り上げたこと及びAは高齢であることという事実がなければ、Aが心労の余り病床に伏することはなく、その結果、料理教室が閉校になることもなく、その結果、受講料収入を失うこともなかったといえる。したがって、Aの詐欺被害事件をマスコミが取り上げた事実及びAが高齢である事実と逸失利益の発生という結果との間には、条件関係が成立する。他方で、Bの詐欺行為がなければAの詐欺被害事件をマスコミが取り上げることはないから、Bの詐欺行為とマスコミが取り上げたこととの間には条件関係が成立する。しかし、Bの詐欺行為があるかどうかにかかわらずAが高齢であること

に変わりはないから、Bの詐欺行為とAが高齢であることとの間には条件関係は成立しない。

このように、Aの詐欺被害事件をマスコミが取り上げたという事実とAが高齢であるという事実は、いずれもYの詐欺行為とXの収入減との相当因果関係を肯定する方向に作用する事実ではあるが、その位置付けは異なる。マスコミが取り上げたという事実は、Yの詐欺行為との間に条件関係が成立する事実であり、Yの詐欺行為から逸失利益の発生という結果に至る因果の経路内に存在する事実である。他方で、Aが高齢であるという事実は、因果の経路内にはないが、相当因果関係の判断に影響する事実であることは間違いない。では、Aが高齢であるという事実にはどのような意味があるか。Aの詐欺被害事件をマスコミが取り上げたとしても、Aが壮健な若者であれば、通常は病床に伏せるまでには至らないと考えられる。しかし、Aが高齢であれば、精神的動揺が身体の不調に結びつくことは十分にあり得ることである。すなわち、Aが高齢であるという事実があれば、マスコミが取り上げたという事実からAが病床に付するという事実が通常発生するということができる（そして、その後の因果の流れによって、逸失利益も通常発生するということができる。）。結局、Aは高齢であるという事実は、相当因果関係の有無という判断の対象になる事実ではなく、相当性判断の資料となる事実である。

以上の検討から分かるように、相当因果関係の有無の判断にあたっては、まず、原因行為から損害の結果に至る実際の因果の経路がどういうものであったかを確定し、因果の経路内にある事実と経路外にあって相当性判断に作用する事実とを峻別しなければならない。因果の経路内にある事実かどうかは、原因行為との間に条件関係が成立するかどうかで判定される。

本件における因果の経路は、以下のとおりである。

①BがAから5億円を騙取した。→②マスコミが取り上げた。→③Aは心労の余り病床についた。→④Aの料理教室が閉校になった。→⑤X社は受講料収入を逸失した。

因果の経路が上記のとおりで正しいかどうかの検証は、隣り合う事実同士の間で条件関係が成立するかどうかを一つずつ確認していけばよい。すなわち、高度の蓋然性をもって、①がなければ②がないといえるかどうか、②がなければ③がないといえるかどうか･･･（以下、順次同様）･･･の確認である。

因果の経路にある事実については、後記の特別事情とは異なり、認識予見は不要なのであって、単にそのような因果の経路をたどることが通常かどうか（相当性があるかどうか）だけが問題となる。したがって、本件において、②Aの詐欺被害事件をマスコミが取り上げることや③Aが心労の余り病床につくことについてYが予見できたかどうかを検討する必要はない。

これに対し、㋐Aが著名な料理研究家であること、㋑Aは高齢であること、㋒X社がAの個人人気に支えられていたこと等の事実は、Yの詐欺行為との間に条件関係は成立しない。これらの事実は、相当性の判断資料たる事実であり、相当因果関係説にいうところの「通常事情」または「特別事情」（以下、併せて「事情」という。）のいずれかに当たる事実である。

以上のように、相当因果関係の有無の判断に関係する事実を因果の経路上に存在する①～⑤と相当性の判断のための事情である㋐～㋒に峻別しなければならない訳である。その結果は、下図のとおりとなる。

①Y騙取→②マスコミ→③A病床→④料理教室閉校→⑤受講料を逸失
|　　|　　|
㋐A著名　㋑A高齢　㋒Aの個人人気が支え

当該因果の経路を辿って原因行為から結果が通常生じるといえるためには、因果の経路において隣り合う事実同士ごとに、前の事実があれば後の事実が通常生じるといえるためにどのような事情を考慮する必要があるかをまず確定し、次に、その事情が通常事情であるか特別事情であるかを判断し、それが特別事情である場合には予見可能性の有無を判断する。判断の結果、各隣り合う事実同士について前の事実があれば後の事実が通常生じるといえるのであれば、その集積として原因行為から損害の結果が通常生じるといえることになる。これを本件の事案で考えると、以下のとおりである。

「①BがAから5億円を騙取したという事実から②マスコミが取り上げるという事実は、通常生ずる。」というためには、㋐Aが著名な料理研究家であるという事情を考慮する必要がある。そして㋐Aが著名な料理研究家であるという事情は特別事情であるが、この特別事情はその事実の性質上Yも認識していたものと認められるから、この事情を考慮することができる。その結果、

①から②に至る因果の経路は通常生じることだといえる。「②マスコミが取り上げたという事実から③Ａが心労の余り病床につくという事実は、通常生じる。」というためには、㋑Ａが高齢であるという事情を考慮する必要がある。そして、㋑Ａが高齢であるという事情は通常の事情であるから[31]、この事情を考慮することができる。その結果、②から③に至る因果の経路は通常生じることだといえる。「③Ａが心労の余り病床についたという事実から④料理教室が閉校になるという事実は、通常生じる。」というためには、㋒料理教室がＡの個人人気に支えられていたという事情を考慮する必要がある[32]。㋒Ｘ社がＡの個人人気に支えられていたという事情は特別事情であるが、この特別事情はその事実の性質上Ｙも認識していたものと認められるからこの事情を考慮することができる。その結果、③から④に至る因果の経路は通常生じることだといえる。⑤料理教室が閉校になったという事実から⑥受講料収入を逸失したという事実に至る因果の経路は、何らの事情を考慮するまでもなく、通常生じることだといえる。このように、①→②→③→④→⑤という因果の経路は、㋐㋑㋒の各事実を全て考慮できる結果、各矢印の各右側の事実から各左側の事実が通常生じるということができ、結局、①ＢがＡから5億円を騙取したという原因行為から⑤Ｘが受講料収入を逸失したという損害は通常生じるものだといえる。したがって、この損害は賠償すべき範囲に含まれるという結論となる。

２　条件関係の判断手法

（１）事例２

平成24年司法試験・論文式試験［民事系科目第1問］の事例について、主として相当因果関係の判断に関係する部分を要約して引用すると、以下のとおりである。

---

(31) 高齢も壮年もどちらも通常の事情である。しかし、例えば、Ａが学生起業家であった場合には、その事情は特別の事情というべきであろう。

(32) この部分が間接損害の問題である。

Ｆは、有名料亭の経営者である。Ｆは、その料亭のブランドでレトルト食品の山菜おこわを販売することを考えるようになった。
Ｆは、製造した山菜おこわをＨに寄託した。
Ｆは、これまで取引のなかった大手百貨店Ｑの本部から、「山菜おこわをＱ百貨店本店の地下１階食品売場で販売し、その評判がよければ、山菜おこわをＱ百貨店の全店舗の食品売場で販売したい。」との申出を受けた。
Ｆは、Ｑ百貨店に対し、引渡期日を2週間後と約してＨに寄託中の山菜おこわを売却した。
Ｆは、たまたま料亭を訪れたＨに対し、「Ｑ百貨店の本店に山菜おこわを置いて貰えることになり、その評判がよければ、Ｑ百貨店は全店舗で山菜おこわを取り扱うことを申し出てくれている。」と話した。
ところが、Ｈが山菜おこわの保管場所の施錠を忘れていたため、Ｆが寄託中の山菜おこわ全てが盗取された。その結果、ＦはＱ百貨店に対し、約定の引渡期日に山菜おこわを引き渡すことができなかった。
Ｑ百貨店は、Ｆの商品保管態勢が十分であるとはいえないとして、その経営姿勢に疑問を呈し、山菜おこわ販売に関するFQ間の交渉を打ち切った。
その結果、ＦはＱ百貨店の全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えなくなり、その販売代金収入を逸失した。

以上の事例のもとで、Ｆが、Ｈに対し、寄託契約の債務不履行を理由として、Ｑ百貨店の全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えなくなったことについての損害賠償請求をする場合において、この損害が賠償範囲に含まれるかどうかを検討する。

（２）検討

本件における因果の経路は、以下のとおりのようにみえる。

①ＨがＦに対して寄託契約に基づく山菜おこわの返還ができなかった。→②ＦはＱ百貨店に対して売買契約に基づく山菜おこわの納品ができなかった。→③Ｑ百貨店はＦの経営姿勢に疑問を抱いた。→④Ｑ百貨店は山菜おこわ販売に関するＦとの交渉を打ち切った。→⑤ＦはＱ百貨店全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えなくなった。→⑥Ｆはその販売代金収入を逸失した。

また、「Ｑ百貨店から、評判がよければ全店舗で取り扱うとの申出があったこと」は、この因果の経路の外側にある特別事情であるかにみえる。

さて、相当因果関係を肯定するためには、最初に、上記の因果の経路の隣り

合う事実同士の間にそれぞれ条件関係が成立するかどうかを検討する必要がある。本事例で問題になるのは、④と⑤との間の条件関係の成否である。

条件関係とは、「あれなければこれなし」といえる関係である。④から⑤に至る因果の経路において、「あれ」とは「Q 百貨店が F との交渉を打ち切ったこと」であり、「あれなし」とは「Q 百貨店が F との交渉を継続したこと」である。「これ」とは「Q 百貨店全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えなくなったこと」であり、「これなし」とは「Q 百貨店全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えること」である。したがって、「あれなければこれなし」とは、「Q 百貨店が F との交渉を継続すれば、Q 百貨店全店舗で山菜おこわを取り扱って貰えることになる」ということである。因果関係を認めるためには、「あれという事実からこれという事実が生じた」という点について高度の蓋然性が必要なのであり、単なる可能性では足りない。したがって、「あれなければこれなし」においても、「あれの不存在という事実からこれの不存在という事実が生じること」（事例 2 でいえば、交渉継続という事実から、Q 百貨店全店舗での取扱いという事実が発生すること）につき、高度の蓋然性が必要である。

しかし、Q 百貨店が F との交渉を継続したとしても、Q 百貨店本店地下 1 階での試験販売をした結果、顧客の評判がよくなければ全店舗での取り扱いはされない。そして、顧客のよい評判を得られるかどうかは不明である。したがって、「交渉を継続していれば、Q 百貨店が全店舗で取扱いをする」という点は、せいぜい可能性があるにとどまり、高度の蓋然性があるとはいえない。そうすると、結局、この部分の条件関係は成立しないから、Q 百貨店全店舗での販売代金収入の逸失は賠償すべき損害の範囲に含まれないとの結論になる。

このように、本事例における相当因果関係の判断においては、相当性の判断に至る以前に条件関係の不存在という理由で結論が出てしまうのである。その結果、例えば、「Q 百貨店から、評判がよければ全店舗で取り扱うとの申出があったこと」については、これを Y が認識していたか、ないし予見できたかという点を判断する必要がないのである。

了